

まねきTV最高裁判決

[事件の表示、出典]

平成23年1月18日判決（最高裁平成21年（受）第653号）

[参照条文]

著作権法第99条の2、同23条1項

[キーワード]

間接侵害、自動公衆送信装置、送信可能化

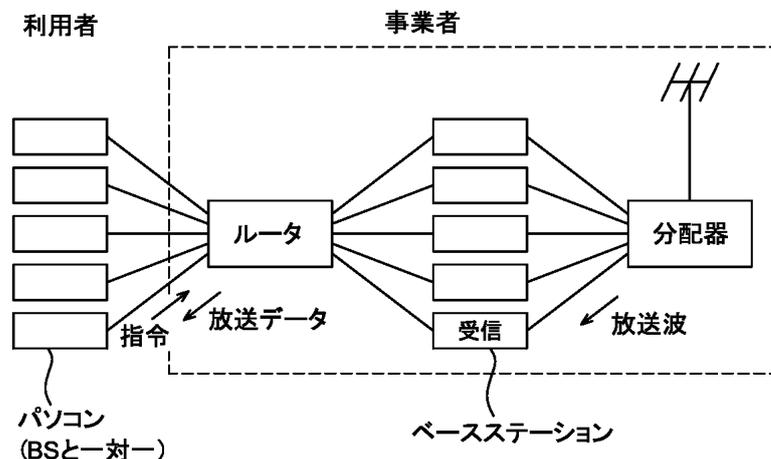
1 事案の概要

本件は、「まねきTV」の名称で、利用者（契約者）がインターネット回線を通じてテレビ番組を視聴できるようにしたサービス（本件サービス）を提供した被上告人（事業者）に対して、上告人（放送局）が行う放送についての送信可能化権（99条の2）、及び、原告が製作した放送番組についての公衆送信権（23条1項）を侵害したとして、放送の送信可能化、放送番組の公衆送信の差止め及び損害賠償の支払いを請求した。

2 本件サービスの構成

利用者は、各自で、TVチューナー付きのベースステーションを購入し、これを事業者へ送付する。事業者は、送付を受けたベースステーションを設置して、テレビアンテナに接続するとともに、インターネットへ接続できるように設定する。利用者は、手元の端末（専用モニターあるいはPC）を操作してベースステーションに指令を送る。ベースステーションは、地上波アナログ放送を受信し放送データに変換して、インターネットを介して利用者の端末に送信する（ベースステーションと利用者が1対1に対応する）。

事業者は、サービスを行うにあたり、利用者から入会金及び月額使用料の支払いを受けているが、サービス提供にあたり、特別のソフトウェアを用意することはなかった。



3 原審の判断（送信可能化権侵害に関する部分のみ）

原審は、以下のように判示して、「自動公衆送信装置」に相当するものが存在しないから、送信可能化権侵害を否定した。

『送信可能化』とは、自動公衆送信装置の使用を前提とする」とした上で、「各ベースステーションが行い得る送信は、当該ベースステーションから特定単一の専用モニター又はパソコンに対するもののみであり、ベースステーションはいわば『1対1』の送信を行う機能しか有していないものである。そうすると、個々のベースステーションが、不特定又は特定多数の者によって直接受信され得る無線通信又は有線電気通信の送信を行う機能を有する装置であるということはできないから、これをもって自動公衆送信装置に当たるといえることはできない」

「ベースステーションは、本件システム全体の中において、複数のベースステーション相互間に何ら有機的な関連性や結合関係はなく、・・・個々のベースステーションからの送信は独立して行われるものであるから、本来別個の機器である複数のベースステーションを一体として一つの『装置』と考える契機は全くない」

4 本判決（破棄差戻し）

「自動公衆送信は、公衆送信の一態様であり（同項9号の4）、公衆送信は、送信の主体から見て公衆によって直接受信されることを目的とする送信をいう（同項7号の2）ところ、著作権法が送信可能化を規制の対象となる行為として規定した趣旨、目的は、・・・現に自動公衆送信が行われるに至る前の準備段階の行為を規制することにある。このことからすれば、公衆の用に供されている電気通信回線に接続することにより、当該装置に入力される情報を受信者からの求めに応じ自動的に送信する機能を有する装置は、これがあらかじめ設定された単一の機器宛てに送信する機能しか有しない場合であっても、当該装置を用いて行われる送信が自動公衆送信であるといえるときは、自動公衆送信装置に当たるといえるべきである。」

「自動公衆送信が、当該装置に入力される情報を受信者からの求めに応じ自動的に送信する機能を有する装置の使用を前提としていることに鑑みると、その主体は、当該装置が受信者からの求めに応じ情報を自動的に送信することができる状態を作り出す行為を行う者と解するのが相当であり、当該装置が公衆の用に供されている電気通信回線に接続しており、これに継続的に情報が入力されている場合には、当該装置に情報を入力する者が送信の主体であると解するのが相当である。」

「各ベースステーションは、インターネットに接続することにより、入力される情報を受信者からの求めに応じ自動的にデジタルデータ化して送信する機能を有するものであり、本件サービスにおいては、ベースステーションがインターネットに接続しており、ベースステーションに情報が継続的に入力されている。被上告人は、ベースステーションを分配機を介するなどして自ら管理するテレビアンテナに接続し、当該テレビアンテナで受

信された本件放送がベースステーションに継続的に入力されるように設定した上、ベースステーションをその事務所に設置し、これを管理しているというのであるから、利用者がベースステーションを所有しているとしても、ベースステーションに本件放送の入力をしている者は被上告人であり、ベースステーションを用いて行われる送信の主体は被上告人であるとみるのが相当である。」

「そして、何人も、被上告人との関係等を問題にされることなく、被上告人と本件サービスを利用する契約を締結することにより同サービスを利用することができるのであって、送信の主体である被上告人からみて、本件サービスの利用者は不特定の者として公衆に当たるから、ベースステーションを用いて行われる送信は自動公衆送信であり、したがって、ベースステーションは自動公衆送信装置に当たる。そうすると、インターネットに接続している自動公衆送信装置であるベースステーションに本件放送を入力する行為は、本件放送の送信可能化に当たるといふべきである。」

と判示して、事件を知財高裁へ差し戻した。

4 検討

- ◇ 最高裁は、「送信の主体」からみて自動公衆送信にあたる場合は、「1対1」の機能を有する装置であっても「自動公衆送信装置」に当たるとした上で、「送信の主体＝情報の入力者＝事業者」であると認定し、この「送信の主体＝事業者」から見れば、利用者は公衆であり、(事業者から見た)ベースステーションからの送信は「自動公衆送信」に当たるとしている。
- ◇ これまでの下級審判決の蓄積により、「1対1」であれば適法であろうという「基準」ができつつあったが、本判決（及び後述するロクラク判決）により覆された。このように、広く直接侵害を認める判決が出たことから、今後、同種の事業を行うことが非常に難しくなったと思われる。

(弁護士 小林英了)